

# 分別収集計画(第10期)

鶴岡市

令和4年6月

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	1
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	1
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	2
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	2
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	3
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	3
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	3

## 1 計画策定の意義

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、排出される一般廃棄物のうち相当量を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにすることにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画による容器包装廃棄物の3R推進によって、ごみの減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ② 環境学習の推進
- ③ ごみの減量と資源化の推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、全ての容器包装廃棄物を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	4,420 t	4,380 t	4,340 t	4,300 t	4,260 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、鶴岡市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づき方策を推進する。なお、実施に当たっては住民・事業者・再生事業者等並びに行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力して連携を図るものとする。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

鶴岡市リサイクルプラザの受入体制及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、鶴岡市の収集体制、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	びん・缶
主としてアルミニウム製の容器	
主としてガラス製の容器（無色、茶色、その他の色）	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装	プラスチック製容器包装類

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)**

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	130 t		130 t		120 t		120 t		120 t	
主としてアルミ製の容器	190 t		190 t		180 t		180 t		180 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	210 t		200 t		200 t		200 t		200 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	210 t	t	200 t	t	200 t	t	200 t	t	200 t	t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	300 t		300 t		300 t		290 t		290 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	300 t	t	300 t	t	300 t	t	290 t	t	290 t	t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	110 t		110 t		110 t		110 t		110 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	110 t	t	110 t	t	110 t	t	110 t	t	110 t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	780 t		770 t		760 t		760 t		750 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	t	3 t	t	3 t	t	3 t	t	3 t	t	3 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	330 t		320 t		320 t		320 t		310 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	180 t	150 t	170 t	150 t	170 t	150 t	170 t	150 t	160 t	150 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	470 t		460 t		460 t		450 t		450 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	470 t	t	460 t	t	460 t	t	450 t	t	450 t	t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	t		t		t		t		t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
118,800 人	117,721 人	116,642 人	115,563 人	114,484 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
△ 1.084 %	△ 0.908 %	△ 0.917 %	△ 0.925 %	△ 0.934 %

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

市(委託)は、「スチール製容器・アルミ製容器、ガラスびん、ペットボトル及びプラスチック容器包装類」を定期的に分別収集し、鶴岡市リサイクルプラザにおいて受入れ、再商品化に必要な処理を実施する。また、紙類の拠点回収を実施する。

町内会・子供会などの住民団体等は、「金属類・リターナブルびん・紙製容器・段ボール」の集団資源回収及び拠点回収を行い、民間業者において処理を実施する。

スーパーマーケット等の販売店では、主に「飲料用紙製容器、白色発砲スチロール製食品トレイ」の店頭回収を行い、民間業者において処理を実施する。

なお、分別収集の実施主体等は、次表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	びん・缶	市の定期収集 住民団体等の集団回収 スーパー店頭回収	鶴岡市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体等の集団回収 スーパー店頭回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体等集団回収	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市の定期収集	鶴岡市
	白色発砲スチロール製食品トレイ	白色トレイ	スーパー店頭回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装類	市の定期収集	鶴岡市

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類については、鶴岡市リサイクルプラザで選別、圧縮(梱包)・保管しており、この施設を十分に利活用していく。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見・要望等を施策に反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、住民、事業者、行政がそれぞれの責任において協力し合うとともに、3Rの重要性を改めて確認し合い、分別収集体制の強化を図る。